

転出（碧南市→市外）のご案内

転出の入力は、約15分程度かかります。※状況によってはさらに時間を要する可能性があります
 入力が終われば、次第、発券番号を呼び出しますので後ろの席でお待ちください

●新住所地への転入手続きについて

転入した日から2週間以内に、転入先の市町村窓口で転入の届出をする必要があります。届出の際は、以下の持ち物が必要です。

- ・『転出証明書または転出手続き済みのマイナンバーカード』
- ・『本人確認書類』
- ・（お持ちの方のみ）『マイナンバーカード』
- ・（外国籍の方のみ）『在留カード』又は『特別永住者証明書』

転入手続きが遅くなるとマイナンバーカードが使えなくなる可能性があります。速やかにお手続きをお願いします。
 転入についての質問は転入先市町村へお問い合わせください。

●国外転出される方へ

日本へ帰国する（国外転入）する際
 入国日から2週間以内に届出をする必要があります。届出の際は、以下の持ち物が必要です。

- ・『パスポート』
- ・パスポートにスタンプがなく入国日が確認できない場合は、チケットをお持ちください。
- ・『マイナンバーカード（お持ちの方のみ）』
- ・未回収の場合、有料になる可能性があります。
- ・『パスポート以外の本人確認書類』

マイナンバーカードの申請を希望される方のみ
 詳細は転入先市町村へご確認ください。

転出に伴う各課での手続きチェックリスト

↓その他書類が必要になることがあります

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方 7201	国外転出の方は、引き続きカードを利用できる手続きをします。必ず窓口でマイナンバーカードをご提示ください。	・マイナンバーカード	市民課 【0】
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	登録は抹消されます。印鑑登録証は破棄してください。 ※予定転出の場合、転出日の到来または転入手続きまでは証明発行可能です。必要な方は転出予定日までお手元で保管してください。		
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・通所・地域生活支援事業受給者証をお持ちの方 8663	受給者証を返却してください。	・受給者証	福祉課 【1】
<input type="checkbox"/> 心身障害者手当等を受けている方 1157	手当の喪失等手続きが必要です。	・障害者手帳（お持ちの方のみ）	
<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・こども園・認可外保育施設等・こども誰でも通園制度を利用する子どもがいる方	手続きが必要です。また、転出先の市町村で保育の必要性の認定が必要な場合があります。転出先の市町村に速やかにご相談ください。		保育課 【2】
<input type="checkbox"/> 児童手当 ひとり親手当を受けている方	手続きが必要です。 ※2歳以下の子のみ転出する時も手続きが必要な場合があります。		こども課 【3】
軽自動車税	下記窓口で手続きが必要です。手続きしないと納税通知書などの書類が届かない場合があります。		税務課 【6】
<input type="checkbox"/> 碧南市ナンバーの車両	【原付バイク（125cc以下）・小型特殊自動車（フォークリフト・トラクター等）・ミニカー（50cc以下）】 碧南市役所税務課	碧南市のナンバープレート等を碧南市税務課または転出先の市町村へ持参して転出に伴う手続きを行い、転出先の市町村でナンバープレートの交付を受けてください。	
<input type="checkbox"/> 三河ナンバーの車両	【軽自動車（三輪以上）】 軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所（豊田）Tel.050-3816-1772 【自動二輪車（125cc超）】 愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所（豊田）Tel.050-5540-2047 ※三河ナンバー地区外へ転出する場合は転出先の所管事務所へ手続きしてください。	所管事務所へお問合せください。	
<input type="checkbox"/> 市税に未納がある方	未納分をおさめてください。		
<input type="checkbox"/> 市県民税が課税されている方	国外転出をされる方については、国外転出後の税について、納税管理人の手続きをご案内します。		
<input type="checkbox"/> 固定資産をお持ちの方			

↓その他書類が必要になることがあります

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	資格確認書等をお持ちの方は返還の手続きが必要です。 ※「高齢者施設等への転出」又は「学生の修学のための単身転出」に該当する場合は必ず手続きが必要です。	【持っている方のみ】 ・資格確認書・限度額適用認定証等 ・特定疾病療養受療証	国保年金課 【7】
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方で国外転出される方	国外転出による国民年金資格喪失・任意加入制度をご案内します。	・市民課交付の「年金異動届」	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入されている方	保険料還付の手続きが必要です。	・資格確認書 ・マイナンバーが分かるもの ・通帳	
<input type="checkbox"/> 各種医療証をお持ちの方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元気っ子医療証、精神障害者医療証について、転出の手続きが必要です。	・各医療証	
<input type="checkbox"/> 介護保険	被保険者証を返却してください。 保険料還付の手続きが必要です。 要介護・要支援認定を受けている方には「受給資格証明書」を発行します。 ※住所地特例施設に入所される方は、被保険者証はそのままお持ちください。	・介護保険被保険者証 ・通帳 【持っている方のみ】 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	高齢介護課 【8】
<input type="checkbox"/> 在宅高齢者向けの福祉サービス事業を利用されている方	高齢者福祉サービス事業利用辞退のお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	碧南市では手続きの必要はありません。転入先の市町村で住所変更手続きを行ってください。		環境課 【2階11】
<input type="checkbox"/> くみとり便槽を使用していた方	廃止のお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 市営墓園を借りている方	住所変更の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 水道を使用していた方 5245	水道の使用中止の手続きが必要です。 土・日・祝日の閉栓作業はできません。 インターネットで24時間申込できます。 ※作業時間の指定はできません。 スマートフォン、パソコンから⇒ 		水道課 【2階7】
<input type="checkbox"/> 給水装置を所有する方 5245	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	・認印（スタンプ式は不可）	
<input type="checkbox"/> 国外転出する方で、国政選挙の投票をされた方	在外選挙人名簿への登録申請が必要です。	・パスポート	選挙管理委員会 (行政課) 【5階】
<input type="checkbox"/> 子どもの健診	・乳幼児健診が未受診の方は、転出先の市町村でご相談ください。 ・妊産婦、乳児健康診査受診票等は転出日当日から使用できなくなります。転出先の市町村で交換をしてください。転出をされる当日に病院を受診する場合は、転出先の市町村で交換して受診するようにしてください。		健康課 (保健センター) 母子保健係 ☎0566 48-3752
<input type="checkbox"/> 定期予防接種（接種券または予診票）	転出日当日から碧南市の接種券等は使用できません。転出先の市町村でご相談ください。		庶務係 ☎0566 48-3753

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

1階フロア図



2階フロア図



【連絡先】 碧南市役所 〒447-8601 碧南市松本町28番地
電話番号：0566-41-3311